

石綿含有仕上塗材に係る改正に関する許可関係手続について

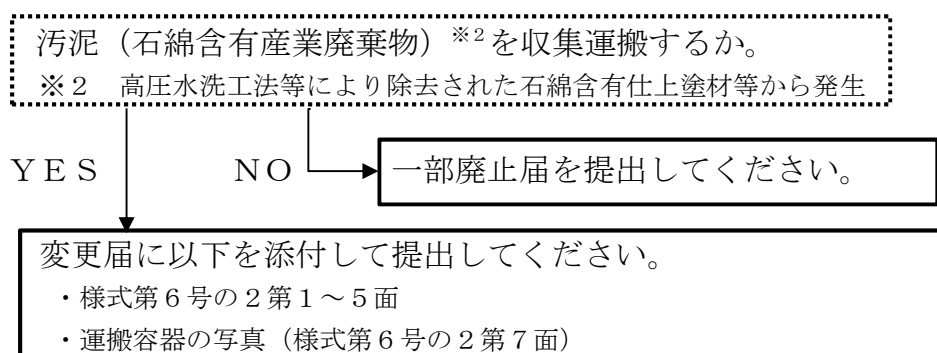
1 収集運搬業（積替え・保管を除く）

- 各手続は、以下のフローチャートに沿って行ってください。
- 汚泥（石綿含有産業廃棄物）を収集運搬する場合には、破砕することのないような方法により、他のものと混合するおそれのないように他のものと区分して行う必要があります。また、飛散及び流出の防止のため、排出時に措置した二重こん包等のまま運搬する必要があります。

（1）産業廃棄物の「汚泥」の許可※¹を有する場合

※¹「〇〇に限る。」という限定付きの汚泥の許可は、今回の手続きでは「汚泥」の許可を有していないものとして扱うため、（2）に該当します。

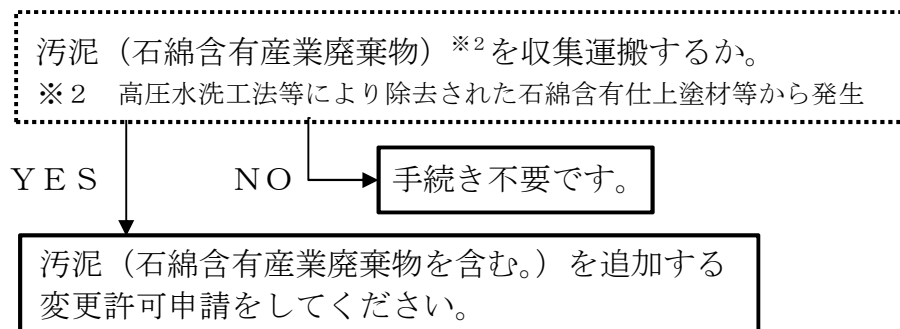
- 「汚泥（石綿含有産業廃棄物）」に係る許可証の書換えを、更新許可、変更許可及び変更届時（他要件で書換えがある場合）に行います。
- 早期に許可証の書換えを希望する場合は、随時、届出を提出してください。



（2）産業廃棄物の「汚泥」の許可※¹を有しないものの、他の品目で「石綿含有産業廃棄物を含む。」の許可を有する場合

※¹「〇〇に限る。」という限定付きの汚泥の許可は、今回の手続きでは「汚泥」の許可を有していないものとして扱います。

- 泥状の「石綿含有産業廃棄物」を扱う場合は、変更許可申請を提出してください。
- 本県内では、経過措置として、令和5年9月30日までは、石綿含有仕上塗材の素材に応じて、「廃プラスチック類」、「がれき類」又は「ガラ陶」に係る「石綿含有産業廃棄物」として、高圧水洗工法等による泥状物で排出時に固化処理されたものを扱うことも可能とします。



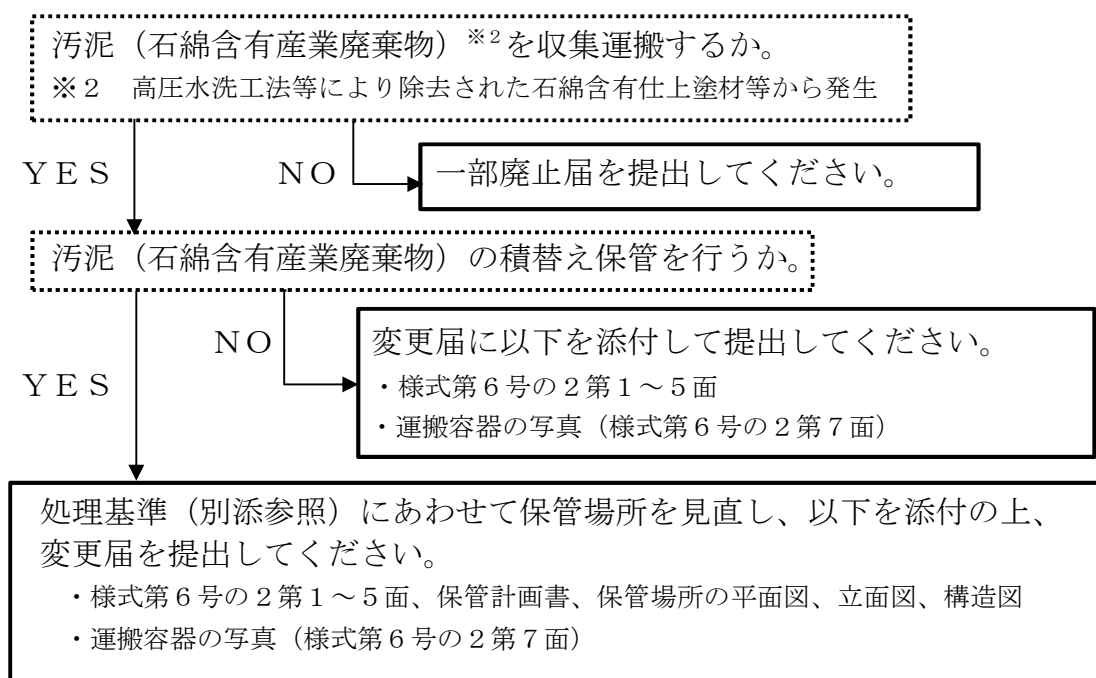
2 収集運搬業（積替え・保管を含む）

- 各手続は、以下のフローチャートに沿って行ってください。
- 汚泥（石綿含有産業廃棄物）を収集運搬する場合には、破碎することのないような方法により、かつ、他のものと混合するおそれのないように他のものと区分して行う必要があります。また、飛散及び流出の防止のため、排出時に措置した二重こん包等のまま運搬する必要があります。また、汚泥（石綿含有産業廃棄物）を保管する場合には、他のものと混合するおそれのないよう、仕切りを設ける等の措置を行う必要があります。

（1）産業廃棄物の「汚泥」の許可^{※1}を有する場合

※1 「〇〇に限る。」という限定付きの汚泥の許可は、今回の手続きでは「汚泥」の許可を有していないものとして扱うため、（2）に該当します

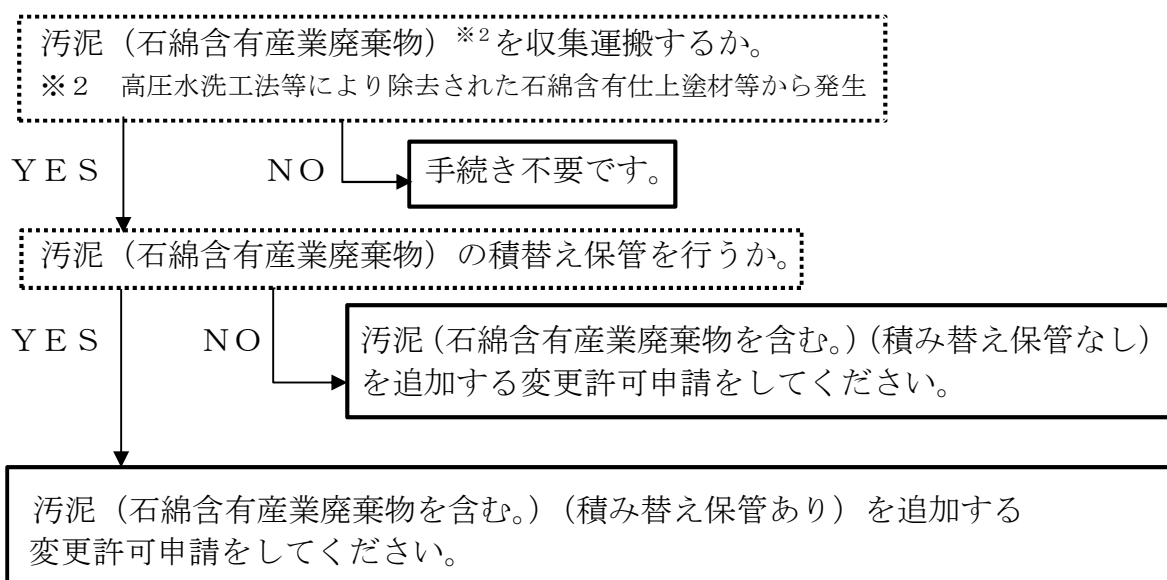
- 「汚泥（石綿含有産業廃棄物）」に係る許可証の書換えを、更新許可、変更許可及び変更届時（他要件で書換えがある場合）に行います。
- 早期に許可証の書換えを希望する場合は、随時、届出を提出してください。



(2) 産業廃棄物の「汚泥」の許可^{※1}を有しないものの、他の品目で「石綿含有産業廃棄物を含む。」の許可を有する場合

※1 「〇〇に限る。」という限定付きの汚泥の許可は、今回の手続きでは「汚泥」の許可を有していないものとして扱います。

- ・泥状の「石綿含有産業廃棄物」を扱う場合は、変更許可申請を行ってください。
- ・本県内では、経過措置として、令和5年9月30日までは、石綿含有仕上塗材の素材に応じて、「廃プラスチック類」、「がれき類」又は「ガラ陶」に係る「石綿含有産業廃棄物」として、高圧水洗工法等による泥状物で排出時に固化処理されたものを扱うことも可能とします。



3 中間処分業

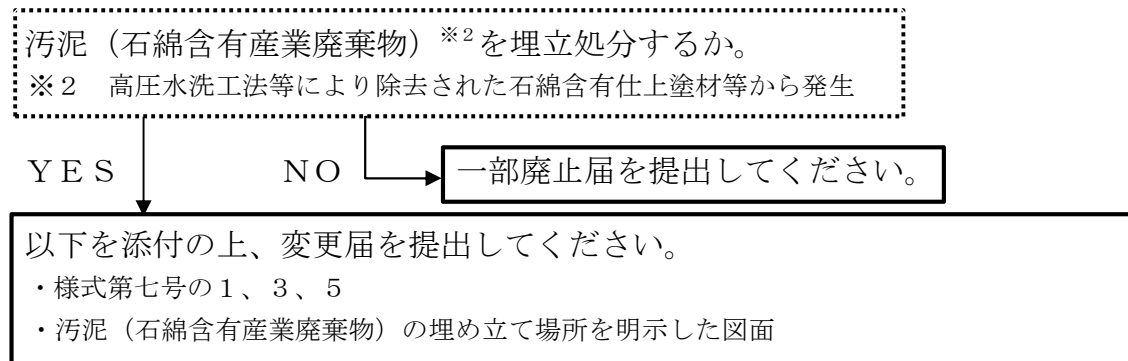
- ・汚泥（石綿含有産業廃棄物）は、施行令第7条第11号の2に掲げる溶融施設でのみ処理可能ですが、県内には当該施設を有する中間処理業者はありません。
- ・「汚泥」の許可を有する方は、「汚泥（石綿含有産業廃棄物）」に係る許可証の書換えを、更新許可、変更許可及び変更届時（他要件で書換えがある場合）に行いますので、その際、一部廃止届を提出してください。
- ・早期に許可証の書換えを希望する場合は、随時、一部廃止届を提出してください。

4 最終処分業

(1) 産業廃棄物の「汚泥」の許可^{※1}を有する場合

※1 「〇〇に限る。」という限定付きの汚泥の許可は、今回の手続きでは「汚泥」の許可を有していないものとして扱うため、(2)に該当します。

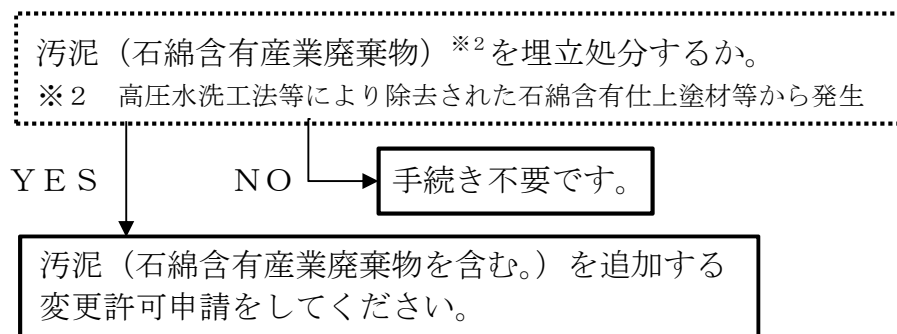
- ・「汚泥（石綿含有産業廃棄物）」に係る許可証の書換えを行います。
- ・以下のフローチャートに沿って、令和5年6月30日（出来る限り運用開始から3カ月間）までに各届出を行ってください。
- ・汚泥（石綿含有産業廃棄物）を埋立処分する場合、最終処分場の一定の場所において、当該石綿含有産業廃棄物が分散しないように行う必要があります。



(2) 産業廃棄物の「汚泥」の許可^{※1}を有しないものの、他の品目で「石綿含有産業廃棄物を含む。」の許可を有する場合

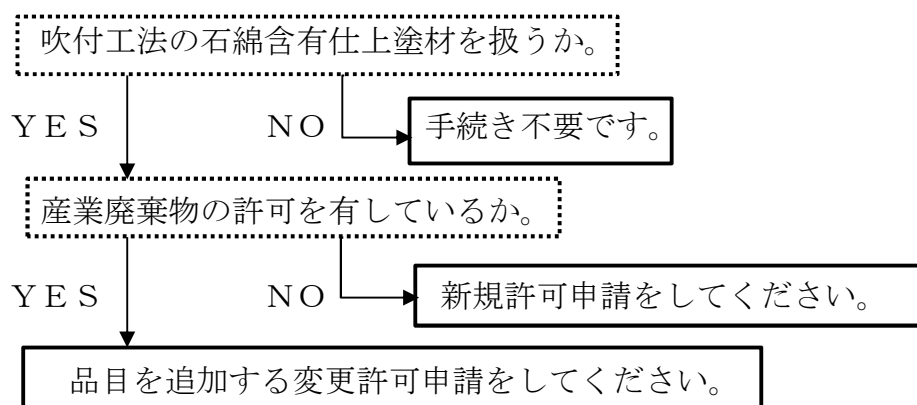
※1 「〇〇に限る。」という限定付きの汚泥の許可は、今回の手続きでは「汚泥」の許可を有していないものとして扱います。

- ・泥状の「石綿含有産業廃棄物」を扱う場合は、処分業に係る品目追加の変更許可申請を行ってください。（管理型又は遮断型のみ。事前に産業廃棄物処理施設の許可も必要です。）
- ・本県内では、経過措置として、令和5年9月30日までは、石綿含有仕上塗材の素材に応じて、「廃プラスチック類」、「がれき類」又は「ガラ陶」に係る「石綿含有産業廃棄物」として、高圧水洗工法等による泥状物で排出時に固化処理されたものを扱うことも可能とします（経過措置の間は、最終処分場は安定型への埋立も可能）。



5 特別管理産業廃棄物の「廃石綿等」の許可のみを有する業者
(産業廃棄物の「石綿含有産業廃棄物」の許可を有しない業者)

- ・「吹付工法で施工された石綿含有仕上塗材」の廃棄物を扱う場合は、石綿含有産業廃棄物に係る新規許可申請又は、当該品目を追加する変更許可申請をしてください。
- ・県内又は本県と同一の取り扱いを行う自治体で処理が完了する場合は、経過措置として令和5年9月30日(運用開始から6カ月間)までは特別管理産業廃棄物の「廃石綿等」として「吹付工法で施工された石綿含有仕上塗材」の廃棄物を扱うことも可能とします。ただし、「廃石綿等」として扱った場合は、最終処分まで「廃石綿等」として扱う必要があります。



石綿含有産業廃棄物に係る処理基準等（抜粋要約）

石綿含有産業廃棄物を取り扱う際には、一般的な産業廃棄物処理基準に加え、以下の特別な処理基準等を遵守する必要があります。

1 収集運搬基準等

- 石綿含有産業廃棄物が、破砕することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集し、運搬すること。（令6条第1号ロで例によることとする令3条第1号ホ）
- 石綿含有仕上げ塗材が廃棄物になったものは、飛散及び流出の防止のため、排出時に措置した二重こん包の状態のまま運搬すること。（石綿含有廃棄物等処理マニュアル4. 2. 1 飛散防止【解説5.】）
- 運搬車両は、荷台全体をシート等で覆い、粉じんの飛散を防止するとともに、石綿等が入っていること及びその取り扱い注意事項の表示をテープ等で行う。（建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル4. 1 2. 5（2））

2 収集運搬基準等（積替え保管）

- 石綿含有産業廃棄物の積替え保管を行う場合には、積替え保管の場所には、石綿含有産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。（令6条第1号ニ、へで例によることとする令3条第1号ト）

3 処分基準等（埋立処分）

- 最終処分場のうちの一定の場所において、かつ、当該石綿含有産業廃棄物が分散しないように行うこと。（令第6条第1項第3号ヨ（1））
- 埋め立てる石綿含有産業廃棄物が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。（令第6条第1項第3号ヨ（2））
- 石綿含有仕上塗材が廃棄物になったものなど、石綿含有廃棄物のうち比較的飛散性の高いものとして、こん包して収集・運搬されたものは、こん包した状態で埋め立てること。（石綿含有廃棄物等処理マニュアル6. 4 埋立方法<石綿含有廃棄物>【解説3.】）
- 石綿含有産業廃棄物が汚泥に該当する場合は、埋立処分に当たって含水率85%以下にする必要がある。そのため、含水率が85%を超えるおそれがある等の場合には、排出時に固型化、薬剤による安定化等の措置を講ずることが有効である。（石綿含有廃棄物等処理マニュアル6. 1 最終処分<石綿含有廃棄物>【解説4.】）

<参考：石綿含有仕上塗材>

石綿含有仕上塗材が廃棄物となったものは、石綿含有廃棄物の中でも石綿の飛散性が比較的高いおそれがあることから、排出時に耐水性のプラスチック袋等により二重でこん包を行うこと。

また、こん包の前に固型化、薬剤による安定化等の措置を講ずることが望ましい。（石綿含有廃棄物等処理マニュアル3. 3 飛散防止【解説3.】）